

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和6年8月21日付けで専決処分したので報告する。

令和6年 9月19日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

道路舗装はがれで発生した段差による車両損傷事故の損害賠償の額の決定

理 由

道路舗装はがれで発生した段差による車両損傷事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定に基づき事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年8月21日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、令和6年5月19日に起こった道路舗装はがれで発生した段差による車両損傷事故に対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

153,351円

2 事故の概要

令和6年5月19日（日）16時ごろ太宰府市坂本2丁目4番16号前面道路で当該事故に係る車両が自宅駐車場に進入しようとする時にアスファルト舗装はがれて雨水管コンクリートますの縁と約8cmの段差が生じていた箇所に車両右側の前後輪が乗り上げた際にタイヤがパンク、ホイールに損傷を与えた。

3 損害賠償の支払いについて

本市が加入する道路賠償責任保険及び本市予算で相手方に全額支払う。